

こども青少年・教育委員会記録
【速報版】

令和8年3月24日開会

速報版

- ・この会議録は録音を文字起こしした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なもののため、今後修正されることがあります。
- ・正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横浜市会

開会時刻 午後4時40分

◎ 開会宣告

- 大岩真善和委員長 これより委員会を開会いたします。

上着の着用は御自由に願います。

議題に入ります前に、私から一言申し上げます。

本日は本会議を休憩して議案を審査しております。委員の皆様及び当局におかれましては、その点御留意の上、発言を簡潔にさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。



◎ 市第154号議案及び市第155号議案の審査、採決

- 大岩真善和委員長 こども青少年局関係の審査に入ります。

なお、当局からの発言に際しては着座のままで結構です。

市第154号議案及び市第155号議案につきましては、説明の都合上、2件を一括議題に供します。

市第154号議案 横浜市認定こども園の要件を定める条例の一部改正

市第155号議案 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

- 大岩真善和委員長 当局の説明を求めます。

- 福岡こども青少年局長 市第154号議案横浜市認定こども園の要件を定める条例の一部改正及び市第155号議案横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について、一括して御説明いたします。

お手元の資料を御覧ください。

1、趣旨ですが、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき、内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準が令和8年3月2日に改正されたことに伴い、関連する条例の一部を改正いたします。

2、改正する条例は、資料に記載の2つの条例が対象となります。

3、改正の概要について御説明いたします。

(1) 横浜市認定こども園の要件を定める条例につきましては、これまで1学級の園児の数は原則35人以下とするとされておりましたが、国の基準の改正により原則30人以下に改正されたことを受け、本市においても同様の改正を行います。なお、令和14年3月31日までの経過措置を設けます。

(2) 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例については、ア、イに記載の2点について改正いたします。

まず、1点目として、ア、上記3(1)と同様の改正を行います。なお、令和14年3月31日までの経過措置を設けます。

2点目として、イ、国の基準の改正により、新たに創設された主務保育教諭及び主務養護教諭の規定が追

加されたことを受け、本市においても同様に規定を追加いたします。

4、施行日は令和8年4月1日といたします。

御説明は以上でございます。

- **大岩真善和委員長** 説明が終わりましたので質疑に入ります。
- **古谷靖彦委員** 私たち、市第154号と市第155号の前段のところは賛成なのですが、市第155号の後ろのほうなのですが、ちょっと何うのですが、主務保育教諭を創設されることで、何らか園に対して支援することというのですかね、国から等々もあるのでしょうか。
- **渡辺保育・教育部長** まず、主務保育教諭につきましては、設置できるという規定になってございます。その上で、今のところ、国からの例えば何かしらの加算はないという状況でございます。
- **古谷靖彦委員** そうすると、主務保育教諭が設置されて考えられ得る、何というのですかね、私はこういう何も裏づけのない役職をつけることで、何か余計な仕事が増えやしないかとすごく心配するのですが、いかがですか。
- **渡辺保育・教育部長** 主務保育教諭自体は、いわゆる学級担任などを持ちつつ、いわゆる教育や保育活動に関して、その他の職員間における総合的な調整を行うということが法律の中でも位置づけられているものでございます。その点での役回りはありますけれども、今のところ、処遇については通常の公定価格の経験や研修等を踏まえた加算のみでございます。
- **古谷靖彦委員** そうすると、本来の保育業務をされているところで役職としてつけることで、何か本当に変化がそれであるのかというか、保育業務がよくなっていくのかというのはちょっと私は疑問です。この点について反対ということで、市第155号については反対なのですが、一括審査なのですかね、これ、ということです。
- **柏原すぐる委員** 私のほうから経過措置の適切さに関してお伺いしたいのですが、事前に頂いた資料で、認定こども園の数ですね、幼保連携型だと64園、そして幼稚園認定こども園だと14園ということで、規模もまだ60名ぐらいの定員のところもあれば、500とか600という規模もありまして、影響する園も限定的、かつ、大きいところと色々設備、施設にも影響するかなと思っていて、このあたり、各園の受け止めとか、境界もあるかと思いますが、この経過措置が十分かという観点でどのように考えているのか教えてください。
- **飯田保育対策等担当部長** 今、委員御指摘のとおり、まず対象となる園が限られているということもございます。そういう意味では、個別に対応する中で、しっかりと6年間という期間がありますので、丁寧な対応をしながら、御相談に乗りながら対応していきたいと思っています。
- **井上さくら委員** 今あったことに関連ですけれども、原則35人以下を30人以下に経過措置を取りながら進めていくということで、実際、本市にある園でこれの対象になるということが生じてくるのはどの程度あるのですか。
- **飯田保育対策等担当部長** 今、現時点で確認できているのは2園になります。
- **井上さくら委員** そうすると、そんなに多くないと、2園だけだと、現状ではね。そうすると、ぜひそのサポートとかもしっかりしていただいて、これはだから、国のほうで30人以下になるから、これは強制的になっていくということですよ。経過措置を取りつつも、そのようにしていかなければならないということでしょうから、教室の数の問題とか、教諭さんの必要性とか、それはぜひサポートしていただきたいと思

ます。

それと、引き続き、先ほどあった新たに創設される主務保育教諭、それから主務養護教諭という、これは国のほうで基準を改正する意図というか、どういうことのためにこれを設けるといことなのでしょうか。

- **渡辺保育・教育部長** そのそもその発端は、学校教育制度の中で主務教諭というのをつけることになったということが発端でございます。その点で、もともとの背景としては、いわゆる学校が組織的に対応する事象が多様化、複雑化しているので、組織的、機動的な学校運営体制の充実を図るという趣旨でございます。

それを踏まえて、いわゆる幼稚園として位置づけられます幼保連携型認定こども園と幼稚園型認定こども園についても、学校教育制度等の整合性を図るために、この主務保育教諭が新たに設けられたという経緯でございます。

- **井上さくら委員** 保育園も含めて、こちらは幼保連携の幼稚園のほうのと思いますけれども、確かに子供たちの様々な、多様なお子さんがいらっしやったり、背景が変わってきたり、それからこの間、保育園でのいじめの問題もありました。

やっぱり、今までとはいろいろ違う必要な仕事というのは増えてくることと思います。ですので、こういった職責といいますか、それを設けるといことには意味があると思いますので、ただ先ほどあったように、その分加算がないとかそのあたりのことは市のほうでしっかり目配りしていただいて、必要な支援はしていただきたいということをお願いしておきます。

- **大岩真善和委員長** それでは他に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **大岩真善和委員長** それでは、1件ずつ採決いたします。

初めに、市第154号議案についてお諮りいたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **大岩真善和委員長** 御異議ないものと認め、市第154号議案については原案可決と決定いたします。

次に、市第155号議案についてお諮りいたします。

採決の方法は挙手といたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

- **大岩真善和委員長** 挙手多数。

よって、市第155号議案については原案可決と決定いたします。

以上でこども青少年局関係の審査は終了いたしました。

本日の審査は全て終了いたしましたので、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。



◎ 閉会宣告

- **大岩真善和委員長** 本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。

閉会時刻 午後4時50分